

本年度、市内でのクマの目撃情報は6月末時点で73件。昨年度の同時期より7件多くなっています。

近年は市街地周辺への出没も増え、人身被害も発生しています。ツキノワグマによる人身被害を防ぐためには、住宅や通学路などの周辺にあるやぶを刈り払い、見通しを良くすることが有効です。

また、次のような対策で被害に遭わないようにしましょう。

クマに遭わない工夫

- クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときは特に注意する
- 単独行動は避け、2人以上で行動する
- 笛、鈴、ラジオなど音のする物を身に付ける
- 時々辺りに注意を払い、クマのふんや足跡を見つけたらすぐに引き返す
- 子グマを見つけたら、そっと立ち去る（近くに親グマがいる場合があり危険）

クマの出没に注意



もしクマに遭ってしまったら
急に立ち上がったたり、大声を出したり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない
○クマの動きを見ながらゆっくり後退する

クマを引き寄せないために

- 人家の周りに生ごみなどを捨てない
- 農作物を早めに収穫し、その残りをかすを放置しない
- 登山やキャンプなどで出たごみは持ち帰る
- 墓地のお供えは持ち帰る

【問い合わせ・相談】

▽農村林務課
(☎24・2111内線6278)

▽各総合支所産業係

大 迫(☎48・2111内線165)

石鳥谷(☎45・2111内線240)

東 和(☎42・2111内線325)

▽県南広域振興局花巻保健福祉環境センター(☎41・5405)

▽花巻警察署(☎23・0110)



8月1日から新花巻駅駐車場で 電子マネー Suicaが利用できます

【問い合わせ】新館都市政策課(☎24-2111内線566)

8月1日から新花巻駅駐車場(東、西第1・2)の駐車料金の支払いに電子マネー「Suica」が利用できるようになりました。

Suicaには、カードタイプと携帯端末タイプ(モバイルSuica)があり、どちらのタイプも利用可能です。
※全国相互利用の対象となっている交通系ICカード(JR各社や私鉄会社などが発行している電子マネー付き乗車カード)も利用可能です

◆◆◆駐車料金◆◆◆

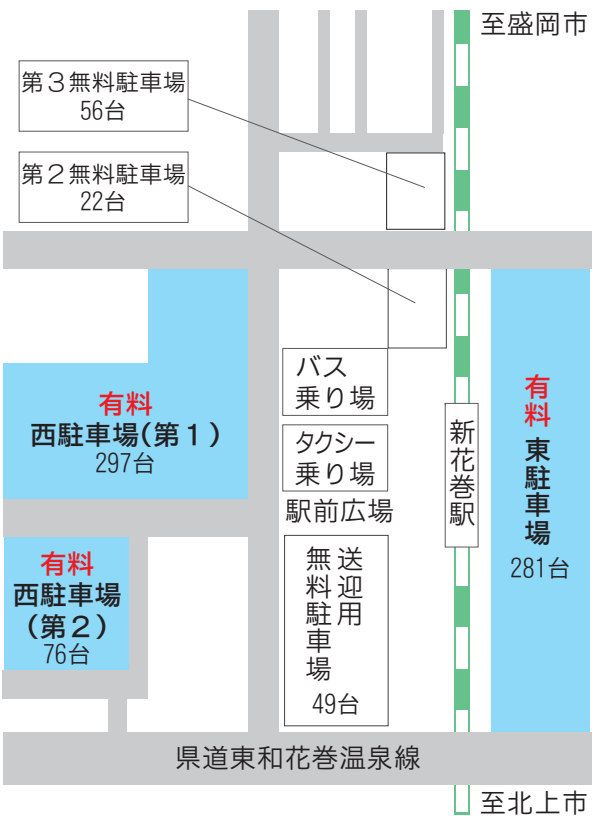
■東駐車場

- ▷6時間まで…200円
- ▷12時間まで…300円
- ▷24時間まで…500円
- ▷24時間を超え、以後12時間ごと…200円加算

■西駐車場(第1・2)

- ▷24時間まで…無料
- ▷24時間を超え、以後12時間ごと…200円加算

※Suicaは、花巻駅売店で購入・現金チャージ、新花巻駅売店で現金チャージをすることができます





成人式記念行事実行委員会 メンバーを募集

19歳・20歳で成人式をプロデュース！

【問い合わせ・応募】本館生涯学習課(☎24-2111内線401)

20歳の門出を祝う成人式。本年度も式典の部と記念行事の部の2部構成で開催します。

このうち記念行事の部は、新成人と来年度に成人を迎える皆さんで組織する「成人式記念行事実行委員会」で企画や運営を行います。

みんなの思い出に残る成人式を、仲間と一緒ににつくりあげてみませんか。

■応募資格

- 令和元年度成人式の対象者(平成11年4月2日～12年4月1日生まれの人)
- 令和2年度に成人を迎える人(平成12年4月2日～13年4月1日生まれの人)

■募集人数 20人程度

■活動内容

式典での「成人の決意」の発表や記念行事の企画・運営など(9月中旬から、15回程度活動します)

■応募期限 8月30日(金)



▲昨年度は26人の実行委員の皆さんがアイディアを出し合い、記念行事の準備を進めました

令和元年度花巻市成人式

日時 令和2年1月11日(土)、午後2時
会場 文化会館大ホール
対象 平成11年4月2日～12年4月1日生まれで①市内に住所のある人②市外に転出した人などで出席を希望する人(電話で本館生涯学習課にご連絡ください)
※案内は、11月末までに発送する予定です



ペットはマナーを守って飼いましょう

最近、ペットの飼い方に関する相談や苦情が多く寄せられています。「自分のペットは大丈夫」と思っている飼い主の人も、もう一度飼い方のマナーについて考えてみましょう。

■飼い主の責務

- 飼い主としての責任を十分に自覚し、正しい飼い方をしましょう
- ペットの健康と安全を守りましょう
- ペットが人に害を加えたり、迷惑を掛けたりしないようにしましょう
- 最後まで責任を持って飼いましょう。万が一、飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう
- 不幸な命を増やさないために、不妊手術を受けさせるなど、むやみに繁殖させないようにしましょう

■犬・猫のペットマナー

- 犬の狂犬病予防注射は、年1回、忘れずに受けましょう
- 県条例により犬の放し飼いは禁止されています。散歩時はリード(引き綱)を付けましょう
- 散歩の際はビニール袋を携帯し、ふんは必ず持ち



帰りましょう

- 猫を飼う場合は、放し飼いにせず、室内で飼いましょう

これからペットを飼う人は、ペットの一生に責任を持ち、本当に飼い続けられるか、よく考えてから飼いましょう。

【問い合わせ】

▷本館生活環境課(☎24-2111内線266・267)

▷各総合支所市民生活係

大 迫(☎48-2111内線147)

石鳥谷(☎45-2111内線221)

東 和(☎42-2111内線233)